

様式第1号

法人の設立等届出書

課長	課長補佐	係長	合議	主査

「控用」

受付印 平成 13 年 4 月 1 日 鳥取県東部県事務所長 様	本店の所在地	〒 123-4567 東京都港区 1-1 TEL 03 (123) 4567		
	(フリガナ)	トットリタロウショウテン		
	法人名	株式会社 鳥取太郎商店		
	代表者	職名	代表取締役	
	(フリガナ)	トットリ タロウ		
	氏名	鳥取 太郎		⑩

下記のとおり設立(転入・支店等を設置)したので届出します。

設立(事務所等設置)年月日		平成 13 年 4 月 1 日		
資本金(出資金)	15,000,000 円	決算期	3 月 31 日	(年2回決算のとき記入) 月 日
事業の目的および種類	衣料品の販売			
鳥の取支県店内等	名称	所在地		
	(株)鳥取太郎商店 鳥取営業所	鳥取市東町	TEL 0857(12)3456	
			TEL ()	
		TEL ()		
事務所等が所在する都道府県(いずれかをで囲む。)	1. 鳥取県のみ 2. 鳥取県と他の1県 ③ 鳥取県を含めて3県以上			
申告書の送付先(いずれかをで囲む)	① 本店 2. 本県内の主たる事務所等 4. 関与税理士 3. 別途指定(住所)する場所(氏名又は名称)			
申告書の提出期限の延長の処分(承認)の有無	1. 無 ② 有(1 月間)			
備考				

税理士
氏名
住所
TEL
()

- (注) 1. 本県内に新たに法人を設立した場合、又は事務所等を設置した場合(他県にあった本店を本県内に移す場合も含む。)は、設立等の日から2月以内にこの届出書を提出してください。
2. 本県内に新たに法人を設立した場合は、次の書類を添付してください。
(添付書類) 定款、規則又は規約の写し 設立の登記の登記簿謄本
株主、社員又は出資者の名籍の写し
3. 「鳥取県内の支店等」欄に記入しきれないときは、別紙にて提出してください。